

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	01

時期	令和3年8月25日 報告
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	上下水道局（水道事業会計）
項目	経営状況について
監査結果 （意見等） の内容	<p>当年度末の給水人口は233,194人で、前年度に比べ739人、0.3%減少しました。また、年間総配水量は25,475,776m³で、前年度に比べ575,605m³、2.3%増加し、年間有収水量は23,672,643m³で、前年度に比べ514,110m³、2.2%増加し、有収率は0.1ポイント低下し、92.9%となっています。</p> <p>当年度決算は、総収益が41億228万円、総費用が43億9,321万円で、差引き2億9,093万円の当年度純損失（前年度9億7,436万円の純損失）が生じています。その結果、当年度末処分利益剰余金は、前年度からの繰越利益剰余金14億6,226万円を加えて11億7,133万円となりました。</p> <p>当年度の総収益は、前年度と比較すると2億3,319万円減少しています。これは、営業外収益が1億8,670万円増加したものの、営業収益が4億1,338万円、特別利益が650万円減少したことによるものです。また、当年度の総費用は、前年度と比較すると9億1,662万円減少しています。これは、営業外費用が1,579万円増加したものの、特別損失が7億6,427万円、営業費用が1億6,814万円減少したことによるものです。</p> <p>なお、営業収益の減少は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活を支援するため4箇月分の水道料金基本料金4億4,533万円の減免を行ったこと、営業外収益の増加は、基本料金減免に伴い一般会計から2億880万円の繰入れを受けたこと、営業費用の減少は、基本料金減免に伴い3箇月分の兵庫県営水道料金1億9,395万円の免除を受けたこと、特別損失の減少は、前年度に小林浄水場及び亀井浄水場に係る減損損失を7億6,647万円計上したことによるものです。これら前年度の減損損失及び当年度の新型コロナウイルス感染症に係る基本料金の減免等の影響を控除すると、実質当年度純損益は前年度より4,046万円悪化したこととなります。</p> <p>中長期の経営見通しとして、「収入については、給水収益は給水人口の減少により微減で推移し、分担金収入も大規模な開発が減少し、マンション等の小規模開発による収入が中心となるため減少すると見込んでいる。また、収支については、宝塚市水道事業経営戦略に掲げた経営健全化の取組を実施しても赤字が続くと見込まれるため、令和3年度に上下水道事業審議会に対して、水道事業の在り方について諮問を行う予定である。」旨の説明を受けました。</p> <p>給水収益、分担金収入等の収入の減少が見込まれる中、水道施設、管路等の更新・耐震化、上下水道局庁舎の建替え、小林・亀井浄水場跡地活用等、水道事業の経営環境はより一層厳しくなると考えます。更なる企業努力によって経営健全化に努めるとともに、令和3年度に予定されている上下水道事業審議会において、水道料金改定の検討も含めた水道事業の在り方について諮問し、安定的に継続していくための経営手法について検討してください。</p>

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和3年11月25日 措置通知</p> <p>給水人口や大規模開発の減少により、収益的収入が減少する見込みである一方、更新費用等により一定の資本的支出が必要な現状において、長期的な安定経営を実現するためには、一層の経営の効率化が必要であると認識しています。更なる企業努力によって経営健全化に努めるとともに、令和3年度に予定されている上下水道事業審議会において、水道料金改定の検討も含めた水道事業のあり方について諮問し、安定的に継続していくための経営手法について検討します。</p>
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	02

時 期	令和3年8月25日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	上下水道局（水道事業会計）
項 目	新型コロナウイルス感染症に係る水道料金基本料金の減免について
監 査 結 果 （意見等） の内容	<p>新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている状況及び他市での取組状況を踏まえ、市内における水道及び下水道の使用者の生活を支援するため、令和2年8月検針から4箇月分の水道料金基本料金の減免を行っています。</p> <p>この減免に対する補填財源等の内訳については、4箇月分の基本料金の見込額及びシステム改修費用の合計から3箇月分の兵庫県営水道料金の免除見込額を差し引いた残額の全てを一般会計からの繰入金で補填する見込みとなっており、一般会計からは2億880万円が繰入れされています。なお、この財源については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から充当されることとなっていました。</p> <p>しかしながら、4箇月分の基本料金の見込件数及び見込額が174,138件、3億7,927万円（税抜き）のところ、実際の減免件数及び減免額は216,990件、4億4,533万円（税抜き）であり、結果として42,852件、6,606万円（税抜き）の増加となり、見込額で算出した一般会計からの繰入金では減免額全額を補填することはできませんでした。</p> <p>見込額及び減免額の乖離が生じた理由については、「基本料金は口径により金額が異なるため、令和2年4月時点の市内全域の口径別の給水件数を基にして見込額を算出した。ただし、特例措置の適用があるマンション等の集合住宅は、期によって入居戸数に変動があり、見込額の段階では、実際に水道料金を徴収している子メーターの口径及び件数ではなく、親メーターの口径及び件数を基にして算出したためである。」旨の説明を受けました。</p> <p>親メーターで使用水量を検針しているマンション等の集合住宅は、メーターの口径に比例して基本料金の価格が上昇、かつ1件のメーターで全戸分を検針するため多量の使用水量により従量料金が割高となり、結果的に各戸当たりの負担額が高額となります。このため、戸建住宅との公平性を考慮し、特例措置として、私設の子メーターがある集合住宅に限り、申請に基づき、親メーターで計算した水道料金（基本料金及び従量料金の合計額）に代えて子メーターで計算した水道料金（子メーターの口径による基本料金に戸数を乗じた額及び戸数で補正した料金単価で計算した従量料金の合計額）を徴収するものです。ただし、今回の減免については、対象が基本料金のみであり、親メーター1件の基本料金より、戸数を乗じた子メーターの基本料金のほうが件数も多く高額であったため、前述の乖離が生じています。</p> <p>また、一般会計からの繰入金の精算については、「市との協議を経て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることにしており、減免額が見込額を上回った場合は精算する必要があったが、市全体での交付金の使途が既に決定しており、追加充当が困難となったため、精算は行っていない。」旨の説明を受けました。</p> <p>このように特例措置の適用の有無で減免件数及び減免額が大きく変わるのであれば、見込額の算出段階から、本来水道料金を徴収している特例措置を適用して試算すべきであったと考えます。令和2年7月の補正予算の時点で正確な積算で市と協議していれば、兵庫県営水道料金の免除額を差し引いた後の減免額全額が一般会計からの繰入金で補填されていた可能性があり、水道事業会計での自己負担額も増大しなかったのではないかと推察します。水道事業の経営にも影響を及ぼすことから、今後このような積算にあたっては慎重かつ正確に行ってください。</p>

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和3年11月25日 措置通知</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染症が再拡大し、同様の減免措置を行う必要が生じた場合は、減免見込額の算出にあたっては、特例措置を適用しているマンション等の集合住宅についての申請状況を正確に把握し、実際の使用状況に応じて精算を行い、水道事業会計に生じる影響を考慮し、適切に事務処理を行います。</p>
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	03

時 期	令和3年8月25日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	上下水道局（水道事業会計）
項 目	兵庫県市町村職員退職手当組合に対する負担金に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整について
監 査 結 果 （意見等） の内容	<p>兵庫県市町村職員退職手当組合（以下「退職手当組合」という。）に対する負担金支払累計額及び退職手当支払累計額の差額における一般会計及び各公営企業会計間の不均衡については、平成30年6月5日付けで市長部局及び各公営企業間で「退職手当組合負担金における各会計間の調整に関する協定書」（以下「協定書」という。）が締結され、一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計が病院事業会計に対し、平成30年度から25年かけて、調整額19億6,923万円を支出することで解決を図る合意がなされ、水道事業会計は、そのうち3億1,704万円を負担することとなっています。また、病院事業会計への支出に伴い、一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計間で、平成27年度以前の退職者の各会計における在籍年数を勘案した人事異動に伴う調整も行われ、平成30年度決算では、その他特別利益5億1,153万円が計上されています。この協定書によって、平成27年度以前の調整は完了したものとされています。</p> <p>平成28年度分については、一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計が病院事業会計に対し平成27年度以前の調整方法を参考に調整金を支出しています。また、平成29年度に病院事業会計に対する退職手当組合の負担率が適切な数値まで引き下げられたことにより、病院事業会計における退職手当組合負担金の過大な負担は無くなっています。なお、協定書第7条には、「本協定の締結日以降に生じる退職手当組合負担金の不均衡については、一切の調整を行わないことを確認する。」と記載されており、退職手当組合負担金の不均衡に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整は完了したものとされています。</p> <p>しかしながら、特別負担金（11年以上勤続後の定年退職等における退職手当の基本額及び自己都合退職等における退職手当の基本額の差額を退職手当組合に納付するもの）並びに人事異動に伴う一般会計及び各公営企業会計間の調整は平成29年度以降行われておらず、現在まで残されたままとなっています。</p> <p>このことについては、「令和2年度に市長部局、市立病院及び上下水道局の担当課長協議において、特別負担金は各会計の在籍年数で按分し、人事異動に伴う調整については、異動時に異動する者の退職手当組合負担金累計額を異動元会計から異動先会計に付け替える方向で検討している。退職手当組合負担金累計額を付け替えることにより、将来その者が退職した時に退職時の会計に給付金を全額計上しても、その者の負担金総額がその会計に累積されているため過不足は生じない。しかし、人事異動の発生ごとに、異動する者の退職手当組合負担金累計額を計算するのはかなりの作業量となるため、簡便な手法及び許容範囲について議論している。今後の予定としては、令和4年度から処理を開始したいと考えている。」旨の説明を受けました。</p> <p>これらの調整に関しては、作業量の把握も含め、労力を要することは一定理解できますが、前回の調整から4年が経過しており、時間が経過する程調整すべき額が増加すると予測されます。水道事業会計だけでなく、一般会計及び他の公営企業会計も影響を受けること、また、平成30年度決算と同様に多額の特別利益等の計上により、本来の決算の姿を歪曲させる恐れもあるため、市長部局、市立病院及び上下水道局で協議の上、できる限り早期に方針を決定するよう努めてください。</p>

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和3年11月25日 措置通知</p> <p>市長部局、市立病院及び上下水道局の担当課長協議において、特別負担金については、市長部局、各会計の在籍年数で按分し、人事異動に伴う調整については、異動時に異動する者の退職手当組合負担金累計額を異動元会計から異動先会計に付け替える方向で検討しています。令和4年度から処理を開始できるよう、市長部局、市立病院及び上下水道局で協議の上、できる限り早期に方針を決定するよう努めます。</p>
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	04

時期	令和3年8月25日 報告
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	上下水道局（水道事業会計）
項目	宝塚市水道事業経営戦略について
監査結果 （意見等）の 内容	<p>平成28年12月に宝塚市水道ビジョン2025（以下「水道ビジョン」という。）及び宝塚市水道事業経営戦略（以下「水道経営戦略」という。）が策定されており、水道経営戦略において示された各数値及び実績値について前期5年間（平成28年度から令和2年度まで）の検証状況を確認しました。</p> <p>経営健全化に向けた取組（表1）については、前期実績額の合計は11億3,230万円であり、想定されていた取組効果額の合計25億7,055万円を14億3,825万円下回っており、達成率は44.0%となっています。取組項目のうち、小林・亀井浄水場跡地活用については、現在、施設の解体・撤去等を検討中で売却が困難な状況であることから、令和2年度に想定されていた効果額11億1,187万円が計上できず、後期5年間においても、売却時期、売却額等が確定せず、効果額計上の見込みは立っていません。このことについて「現状のまま維持管理せざるを得ない状況にあるが、部分撤去（地上から地下1.5mまで撤去）を行った上で利活用する方策がないか、今後も引き続き、様々な視点から検討したいと考えている。」旨の説明を受けました。令和元年度の決算審査において、「部分撤去を行う場合は、解体・撤去費用に約13億円（税抜き）を試算している。」旨の説明を受けていますが、この経費は含まれていないため、後期5年間において考慮していく必要があると考えます。</p> <p>投資計画（表2）については、前期実績額の合計は105億2,397万円であり、投資計画額の合計152億623万円を46億8,226万円下回っており、達成率は69.2%となっています。ただし、この差額には、新庁舎建設事業費における工事延伸による事業費の減少8億6,627万円、令和元年度に完了した阪神水道受水事業の入札減による事業費の減少6億8,606万円が含まれており、これらを投資計画額から除いても、達成率は77.1%となります。投資額の減少については、「管路の更新が計画どおり進捗していないことが主な原因であり、今後は事業実施体制の強化を図って更新を進める。」旨の説明を受けました。</p> <p>経営指標（表3）に対する令和2年度の実績値については、配水池耐震施設率は52.2%に対し47.0%、管路の耐震化率は12.6%に対し11.1%、管路の耐震適合率は22.2%に対し21.3%、基幹管路の耐震化率は23.6%に対し15.4%、基幹管路の耐震適合率は31.8%に対し25.4%、管路の更新率は1.25%に対し0.57%、有収率は95.8%に対し92.9%、経常収支比率は105.4%に対し93.4%、料金回収率は100.0%に対し79.3%と下回っており、低いほど良いとされる鉛製給水管率は4.3%に対し7.0%となっており、多くの経営指標において目標値を達成できていませんでした。</p> <p>水道経営戦略については、令和2年度から中間見直しが進められ、令和3年8月に上下水道事業審議会から答申を受けた後、中間見直しが公表される予定です。これら前期5年間の取組状況を十分に検証した上で中間見直しを行っているとは推察しますが、計画どおり順調に進んでいるとは言えない現状を踏まえ、後期5年間においては、事業の根幹となる計画である水道ビジョンで示されている令和7年度の目標値を達成できるよう引き続き取組を堅実に進めてください。</p>

(表1) 経営健全化に向けた取組

(単位：千円)

取組項目	取組年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		前期5年間合計		
		効果額	実績額	効果額	実績額	効果額	実績額	効果額	実績額	効果額	実績額	効果額	実績額	差額
(1) 組織の見直し・適正な人員配置		8,000	5,632	8,000	5,632	24,000	14,642	40,000	14,642	40,000	41,672	120,000	82,220	△ 37,780
①職員配置の見直し	H28	8,000	5,632	8,000	5,632	8,000	5,632	8,000	5,632	8,000	5,632	40,000	28,160	△ 11,840
②技術職員の配置の見直し	H30	-	-	-	-	16,000	9,010	32,000	9,010	32,000	36,040	80,000	54,060	△ 25,940
(2) 民間活用		4,800	6,986	42,055	16,215	42,055	16,215	59,310	16,215	59,310	16,215	207,530	71,846	△ 135,684
①水道配水施設管理業務委託	H28	800	3,167	800	2,804	800	2,804	800	2,804	800	2,804	4,000	14,383	10,383
②生瀬浄水場完全委託	H28	4,000	3,819	4,000	3,819	4,000	3,819	4,000	3,819	4,000	3,819	20,000	19,095	△ 905
③包括委託拡大	H29	-	-	20,000	9,592	20,000	9,592	20,000	9,592	20,000	9,592	80,000	38,368	△ 41,632
④小浜・惣川浄水場夜間等運転管理委託業務	H29	-	-	17,255	0	17,255	0	34,510	0	34,510	0	103,530	0	△ 103,530
(3) 経営システム改革		0	0	0	0	0	0	0	0	32,369	0	32,369	0	△ 32,369
①公営企業債償還年限延長	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	32,369	0	32,369	0	△ 32,369
(4) 施設財産の有効活用		0	0	0	0	337,030	241,140	337,030	323,440	1,448,900	330,172	2,122,960	894,752	△ 1,228,208
①小林・亀井浄水場廃止	H30	-	-	-	-	318,000	223,307	318,000	306,537	318,000	312,138	954,000	841,982	△ 112,018
②深谷貯水池用途廃止等	H30	-	-	-	-	19,030	17,833	19,030	16,903	19,030	18,034	57,090	52,770	△ 4,320
③小林・亀井浄水場跡地活用	H32	-	-	-	-	-	-	-	-	1,111,870	0	1,111,870	0	△ 1,111,870
(5) 経人件費の抑制		25,761	23,896	26,787	25,460	27,813	26,792	3,667	3,667	3,667	3,667	87,695	83,482	△ 4,213
①給与減額等	H28	25,761	23,896	26,787	25,460	27,813	26,792	3,667	3,667	3,667	3,667	87,695	83,482	△ 4,213
合計		38,561	36,514	76,842	47,307	430,898	298,789	440,007	357,964	1,584,246	391,726	2,570,554	1,132,300	△ 1,438,254

(表2) 投資計画に対する実績額 (建設改良費)

(千円)

項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		前期5年間の合計		
	計画額	実績額	計画額	実績額	差額								
阪神水道受水事業費	4,843,813	2,120,953	1,160,000	2,202,401	80,000	428,245	0	646,145	0	0	6,083,813	5,397,744	△ 686,069
水道水源間バックアップ強化事業費	8,000	0	8,000	5,400	25,000	6,480	254,000	0	254,000	0	549,000	11,880	△ 537,120
管路更新・耐震化事業費	270,000	119,222	270,000	141,317	920,000	171,473	920,000	588,503	920,000	704,984	3,300,000	1,725,499	△ 1,574,501
基幹施設耐震化事業費	187,000	8,130	157,000	0	100,000	0	100,000	0	100,000	232,624	644,000	240,754	△ 403,246
新庁舎建設事業費	47,850	0	1,418,100	595,276	80,700	38,898	0	38,795	0	7,403	1,546,650	680,372	△ 866,278
惣川浄水場浄水処理強化事業費	563,000	0	0	0	0	394,200	0	0	0	364,232	563,000	758,432	195,432
その他施設・設備更新費等	439,774	227,106	190,000	177,859	630,000	161,673	630,000	782,488	630,000	360,166	2,519,774	1,709,292	△ 810,482
合計	6,359,437	2,475,411	3,203,100	3,122,253	1,835,700	1,200,969	1,904,000	2,055,931	1,904,000	1,669,409	15,206,237	10,523,973	△ 4,682,264

(表3) 経営指標 (投資計画指標)

宝塚市水道ビジョン2025 (安全面) ・宝塚市水道事業経営戦略 (投資計画指標)

項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	指標	実績	指標	実績	指標	実績	指標	実績	指標	実績
水源の水質事故数 (件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浄水場事故割合 (件/箇所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

宝塚市水道ビジョン2025 (強靱面) ・宝塚市水道事業経営戦略 (投資計画指標)

項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	指標	実績	指標	実績	指標	実績	指標	実績	指標	実績
浄水施設耐震施設率 (%)	48.8	60.4	48.8	60.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
ポンプ所耐震施設率 (%)	18.1	18.9	18.1	18.9	24.1	19.1	24.1	19.1	25.6	28.9
配水池耐震施設率 (%)	45.2	40.7	45.2	45.5	52.2	45.5	52.2	45.5	52.2	47.0
管路の耐震化率 (%)	8.2	8.0	8.8	9.3	10.1	9.6	11.3	10.4	12.6	11.1
管路の耐震適合率 (%)	17.8	17.6	18.4	18.8	19.7	19.1	20.9	20.1	22.2	21.3
基幹管路の耐震化率 (%)	13.4	11.9	14.9	13.5	17.8	13.6	20.7	14.4	23.6	15.4
基幹管路の耐震適合率 (%)	21.6	20.0	23.1	21.5	26.0	21.7	28.9	23.4	31.8	25.4

宝塚市水道ビジョン2025 (持続面) ・宝塚市水道事業経営戦略 (投資計画指標)

項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	指標	実績	指標	実績	指標	実績	指標	実績	指標	実績
鉛製給水管率 (%)	7.7	8.1	6.8	7.9	6.0	7.6	5.1	7.2	4.3	7.0
管路の更新率 (%)	0.6	0.2	1.25	0.14	1.25	0.16	1.25	0.61	1.25	0.57
有収率 (%)	95.6	95.4	95.7	93.8	95.7	93.7	95.8	93.0	95.8	92.9

宝塚市水道ビジョン2025 (経営面) ・宝塚市水道事業経営戦略 (財政計画指標)

項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	指標	実績	指標	実績	指標	実績	指標	実績	指標	実績
経常収支比率 (%)	105.4	107.0	105.4	100.8	105.4	97.3	105.4	95.3	105.4	93.4
料金回収率 (%)	100.0	97.5	100.0	90.5	100.0	85.9	100.0	86.9	100.0	79.3

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和3年11月25日 <u>措置通知</u></p> <p>経営健全化に向けた取組については、これまでの実績を分析し、将来の実現可能性を勘案して、取組項目の修正や新規項目の追加を行い、令和3年度に中間見直しを公表しました。投資計画及び経営指標については、後期5年間において、事業の根幹となる計画である水道ビジョンで示されている令和7年度の目標値を達成できるよう、引き続き取組を堅実に進めます。</p>
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	05

時期	令和3年8月25日 報告
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	上下水道局（水道事業会計）
項目	臨時水道料金に係る債権管理について
監査結果 （意見等） の内容	<p>臨時水道料金は、宝塚市水道事業給水条例第29条第1項において「工事その他の事由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際管理者が定める概算料金を前納しなければならない」、及び同条第2項において「概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する」と定められています。また、臨時水道料金における前納金は、「口径13～20mmの場合70,000円、25mmの場合150,000円、40mm以上の場合300,000円より」とされています。</p> <p>臨時水道料金については、令和2年度に105件、計259万円（金額は前納金相殺後）の不納欠損処理を行っていますが、債務者は全て同じ工事業者です。これらの債権については、前納金残額が不足してからも1年以上給水を続けたことで未納額が増加し、結果として多額の未納欠損処理に至っています。また、平成29年4月に当該債務者の破産手続が開始されたことから、平成29年7月に上下水道局が裁判所に対し交付要求していたものの、配当がない旨の情報を把握したのは、令和2年9月となっていました。</p> <p>臨時水道料金については、平成28年度及び令和元年度の決算審査において前納金の金額の適正化等、高額な滞納が発生しにくい制度の在り方について検討するよう意見しました。この検討状況について再度確認したところ「お客さまセンターと協議を行い、前納金残額が不足して臨時水道料金が引去りできなくなるのを未然に防ぐため、令和2年度から追徴金の請求時期を早めて滞納件数減少に向けた取組を行っている。令和2年度の臨時水道料金については、約85%が前納金の範囲内で収まっているため、制度の在り方については、現行の制度を継続しつつ、未納が続く場合の工事業者への対応を強化する等の対策をこれまで以上に進めて、適切な債権管理に努める。」旨の説明を受けました。</p> <p>前述の不納欠損処理については、債権管理の取組が十分でない当時の債権ではありますが、今後、臨時水道料金に係る高額な滞納が発生しないように、使用料が前納金の金額を上回ることが判明した時点で、早急に工事業者に連絡し未納が発生しないような運用を行い、もし未納のまま給水が続くことがあれば、一般水道料金と同様に給水停止を行うことも検討してください。</p>

措置結果又は方針の内容 （時期・内容等）	<p><u>令和3年11月25日 措置通知</u></p> <p>臨時水道料金については、使用水道料金が前納金の金額を上回ることが判明した時点で、早急に使用者に請求を行うなど未納が発生しないよう努めるとともに、料金が未納のまま使用が続く場合は、一般水道料金と同様に給水停止を行うなど滞納の解消に努めます。</p> <p>また、破産手続開始決定が行われた事案については、漏れなく債権の届出を裁判所に対して行うとともに、滞納者の破産手続の進捗状況を官報等で確認し、また、年度末には届出した債権すべてについて、手続の進捗状況を管財人に確認し破産手続の終結又は廃止で免責許可の決定等が確認できた場合には、当該年度中に債権放棄及び不納欠損処理を行うなど適切な債権管理に努めます。</p>

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	06

時 期	令和3年8月25日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	上下水道局（下水道事業会計）
項 目	経営状況について
監 査 結 果 （意見等） の内容	<p>当年度末の供用開始区域内人口は230,089人で、前年度に比べ757人、0.3%減少し、年間総処理水量は29,411,516 m³で、前年度に比べ2,690,919 m³、10.1%増加しました。年間有収水量は23,730,936 m³で、前年度に比べ547,796 m³、2.4%増加し、有収率は6.1ポイント減少して80.7%となっています。</p> <p>当年度決算は、総収益が41億9,280万円、総費用が39億5,312万円で、差引2億3,967万円の当年度純利益（前年度4億1,065万円の純利益）が生じています。下水道事業は、平成20年度以降赤字となっていました。平成27年度に8年ぶりに純利益を計上してから6年純利益が連続しています。</p> <p>当年度の総収益は、前年度と比較すると2億1,947万円減少しています。これは、特別利益が19万円増加したものの、営業収益が1億7,531万円（うち下水道使用料の減少1億8,779万円、雨水処理負担金の増加1,526万円等）、営業外収益が4,435万円（うち一般会計からの補助金の減少2,002万円、長期前受金戻入の減少1,871万円等）減少したことによるものです。なお、営業収益の主な減少要因は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活を支援するため、4箇月分の下水道基本使用料の減免を行ったことによるものです。下水道基本使用料の減免については、当初見込件数及び見込額が165,256件、1億7,517万円（税抜き）のところ、実際の減免件数及び減免額は208,901件、2億1,945万円（税抜き）であり、結果として43,645件、4,428万円（税抜き）の増加となりました。見込額と実績額に乖離が生じた理由については、「令和2年4月時点の市内全域の口径別の給水件数を基にして見込額を算出した。ただし、特例措置の適用があるマンション等の集合住宅は、期によって入居戸数に変動があり、見込額の段階では、実際に下水道使用料を徴収している子メーターの口径及び件数ではなく、親メーターの口径及び件数を基にして算出したためである。」旨の説明を受けました。</p> <p>親メーターで使用水量を検針しているマンション等の集合住宅は、1件のメーターで全戸分を検針するため多量の使用水量により従量使用料が割高となり、結果的に各戸当たりの負担額が高額となります。このため、戸建住宅との公平性を考慮し、特例措置として、私設の子メーターがある集合住宅に限り、申請に基づき、親メーターで計算した下水道使用料（基本使用料及び従量使用料の合計額）に代えて子メーターで計算した下水道使用料（子メーターの口径による基本使用料に戸数を乗じた額及び戸数で補正した使用料単価で計算した従量使用料の合計額）を徴収するものです。ただし、今回の減免については、対象が基本使用料のみであり、親メーター1件の基本使用料より、戸数を乗じた子メーターの基本使用料のほうが件数も多く高額であったため、前述の乖離が生じています。</p> <p>このように特例措置の適用の有無で減免件数及び減免額が大きく変わるのであれば、見込額の算出段階から、本来下水道使用料を徴収している特例措置を適用して試算すべきであったと考えます。</p> <p>当年度の総費用は、前年度と比較すると4,849万円減少しています。これは、営業費用が587万円増加したものの、営業外費用が5,394万円（うち企業債利息の減少5,703万円）、特別損失が42万円減少したことによるものです。</p> <p>当年度の資本的収支については、企業債収入、他会計負担金等による収入10億4,451万円に対し、企業債償還金、建設改良費による支出31億1,244万円により、20億6,793万円の資金不足が生じましたが、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しています。</p> <p>当年度の資金不足については、流動負債3億8,685万円に対し流動資産7億8,061万円となり、3億9,376万円の資金の剰余が発生しています。</p> <p>下水道事業の中長期の経営見通しとして、「収入の柱である下水道使用料は、令</p>

	<p>和2年度は新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活を支援するため、4箇月分の下水道基本使用料を減免したことにより減少した。令和3年度については令和2年度より増加するものの、その後は水洗化人口の減少により微減で推移すると見込んでいる。また、一般会計からの補助金は、令和3年度は市の財政事情から下水道事業会計において、収支均衡となる金額まで削減されることとなるが、令和4年度以降については、一定額の繰入れがあるものと見込んでいる。一方、費用については、支払利息は減少していくものの、その他の費用は削減が難しく、汚水処理については、流域下水道に参画しているため、今後も毎年度ほぼ一定の汚水処理負担金を負担し続ける必要がある。建設改良費は、予防保全に重点を置いたストックマネジメントを実施し、更新費用の削減に努める。」旨の説明を受けました。また、今後の資金確保策については、「現在見直し中の宝塚市下水道事業経営戦略において、令和4年度以降も一般会計からの汚水に係る資本費（減価償却費及び利息の合計金額の44%）から2割削減した補助金を受取ることができれば、水道事業からの借入金を令和7年度以降返済していくことができ、水道事業が資金不足になる前に完済できると見込んでいる。料金改定については令和3年度に上下水道事業審議会に下水道事業のあり方について諮問を行う予定であり、その中で下水道使用料の改定も含めて審議いただきたいと考えている。」旨の説明を受けました。</p> <p>水洗化人口が減少傾向にある中で、下水道使用料収入は減少することが見込まれるとともに、一般会計からの補助金についても減少傾向にあることから、収益構造の改善に取り組む必要があると考えます。一方で、支出面においては、管路の老朽化対策などを考えると下水道事業を取り巻く経営環境は厳しいといえます。今後とも、なお一層経営の効率化に努めてください。</p>
--	--

<p>措置結果又は方針の内容（時期・内容等）</p>	<p><u>令和3年11月25日 措置通知</u></p> <p>水洗化人口や一般会計からの補助金の減少により、収益的収入が減少する見込みである一方、更新費用等により一定の資本的支出が必要な現状において、長期的な安定経営を実現するためには、一層の経営の効率化が必要であると認識しています。更なる企業努力によって経営健全化に努めるとともに、令和3年度に予定されている上下水道事業審議会において、下水道使用料の改定の検討も含めた下水道事業のあり方について諮問し、安定的に継続していくための経営手法について検討します。</p>
----------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	07

時 期	令和3年8月25日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	上下水道局（下水道事業会計）
項 目	兵庫県市町村職員退職手当組合に対する負担金に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整について
監 査 結 果 （意見等） の内容	<p>兵庫県市町村職員退職手当組合（以下「退職手当組合」という。）に対する負担金支払累計額及び退職手当支払累計額の差額における一般会計及び各公営企業会計間の不均衡については、平成30年6月5日付けで市長部局及び各公営企業間で「退職手当組合負担金における各会計間の調整に関する協定書」（以下「協定書」という。）が締結され、一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計が病院事業会計に対し、平成30年度から25年かけて、調整額19億6,923万円を支出することで解決を図る合意がなされ、下水道事業会計は、そのうち3,938万円を負担することとなっています。また、病院事業会計への支出に伴い、一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計間で、平成27年度以前の退職者の各会計間における在籍期間を勘案した人事異動に伴う調整も行われ、平成30年度決算では、その他特別利益1億6,045万円が計上されています。この協定書によって、平成27年度以前の調整は完了したものとされています。</p> <p>平成28年度分については、一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計が病院事業会計に対し平成27年度以前の調整方法を参考に調整金を支出しています。また、平成29年度に病院事業会計に対する退職手当組合の負担率が適切な数値まで引き下げられたことにより、病院事業会計における退職手当組合負担金の過大な負担は無くなっています。なお、協定書第7条には、「本協定の締結日以降に生じる退職手当組合負担金の不均衡については、一切の調整を行わないことを確認する。」と記載されており、退職手当組合負担金の不均衡に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整は完了したものとされています。</p> <p>しかしながら、特別負担金（11年以上勤続後の定年退職等における退職手当の基本額及び自己都合退職等における退職手当の基本額の差額を退職手当組合に納付するもの）並びに人事異動に伴う一般会計及び各公営企業会計間の調整は平成29年度以降行われておらず、現在まで残されたままとなっています。</p> <p>このことについては、「令和2年度に市長部局、市立病院及び上下水道局の担当課長協議において、特別負担金は在籍した会計で按分し、人事異動に伴う調整については、異動時に異動する者の退職手当組合負担金累計額を異動元会計から異動先会計に付け替える方向で検討している。退職手当組合負担金累計額を付け替えることにより、将来その者が退職した時に退職時の会計に給付金を全額計上しても、その者の負担金総額がその会計に累積されているため過不足は生じない。しかし、人事異動の発生ごとに、異動する者の退職手当組合負担金累計額を計算するのはかなりの作業量となるため、簡便な手法及び許容範囲について議論している。今後の予定としては、令和4年度から処理を開始したいと考えている。」旨の説明を受けました。</p> <p>これらの調整に関しては、作業量の把握も含め、労力を要することは一定理解できますが、前回の調整から4年が経過しており、時間が経過する程調整すべき額が増加すると予測されます。下水道事業会計だけでなく、一般会計及び他の公営企業会計も影響を受けること、また、平成30年度決算と同様に多額の特別利益等の計上により、本来の決算の姿を歪曲させる恐れもあるため、市長部局、市立病院及び上下水道局で協議の上、できる限り早期に方針を決定するよう努めてください。</p>

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和3年11月25日 措置通知</p> <p>市長部局、市立病院及び上下水道局の担当課長協議において、特別負担金については、市長部局、各会計の在籍年数で按分し、人事異動に伴う調整については、異動時に異動する者の退職手当組合負担金累計額を異動元会計から異動先会計に付け替える方向で検討しています。令和4年度から処理を開始できるよう、市長部局、市立病院及び上下水道局で協議の上、できる限り早期に方針を決定するよう努めます。</p>
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	08

時期	令和3年8月25日 報告
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	上下水道局（下水道事業会計）
項目	宝塚市下水道事業経営戦略について
監査結果（意見等）の内容	<p>平成28年12月に策定された宝塚市下水道ビジョン2025（以下「下水道ビジョン」という。）及び宝塚市下水道事業経営戦略（以下「下水道経営戦略」という。）が策定されており、下水道経営戦略において示された各数値と実績値について前期5年間（平成28年度から令和2年度まで）の検証状況を確認しました。</p> <p>経営指標（表1）における前期5年間の実績としては、浸水対策必要地域の解消、下水道（汚水）人口普及率、経常収支比率を除き、その他はすべて目標値を下回っています。中でも経費回収率が年々減少している点については、料金改定にも影響すると考えられますので今後も注視していく必要があると考えます。</p> <p>投資計画（表2）については、前期実績額の合計は23億1,967万円であり、投資計画額の合計46億1,370万円を22億9,403万円と大きく下回っており50.3%の達成率となっています。中でも公共下水道（雨水）については、計画額合計23億774万円に対して実績額合計6億8,710万円、29.8%と非常に低い達成率となっています。武庫川ポンプ場更新に係る計画見直しに時間を要しているのは理解できますが、計画の早期実現に向けて取り組む必要があると考えます。また、公共下水道（汚水）の達成率については、計画額合計9億5,353万円に対して実績額合計5億9,939万円、62.9%となっており、こちらについても雨水と同様に計画数値の達成に向けて積極的に取り組む必要があると考えます。現在、下水道経営戦略の見直しをする中で令和3年度以降の投資計画額についても積極的な数値に見直しを検討しているとのことですが、執行体制も含めて計画どおり実行できるよう取り組む必要があると考えます。</p> <p>経営健全化に向けた取組（表3）については、前期実績額の合計は21億880万円であり、想定されていた取組効果額の合計23億1,754万円を2億874万円下回っています。達成率は91.0%となっているものの、その内容は受益者に負担を求める下水道使用料の改定や一般会計からの繰入金によるものであり、これら2つの効果額を除くと、下水道事業としてどのような経営努力をしたのか疑問を感じざるを得ません。特に民間活用の取組項目について効果額に対して実績額がほとんど上がっていない状況です。下水道経営戦略の見直しの中で新たな取組項目を設けられるとのことですが効果額を達成できるよう取組を進めてください。</p> <p>下水道経営戦略については、令和2年度から中間見直しが進められ、令和3年8月に上下水道事業審議会から答申を受けた後、中間見直しが公表される予定です。中間見直しにあたっては、これら前期5年間の取組状況を十分に検証した上で行っていると推察しますが、計画どおり順調に進んでいるとは言えない現状を踏まえ、後期5年間においては令和7年度の目標値を達成できるよう更なる取組を強力的に進めてください。</p>

(表1) 経営指標 (投資計画指標・財政計画指標)

項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
下水道(雨水)施設整備延長比率(%)	80.4	79.3	80.4	79.6	81.7	81.4	83.0	81.5	83.0	81.8
浸水対策必要地域の解消(地区)	24	24	24	24	25	25	26	26	26	26
雨水ポンプ場の再構築数量(箇所)	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
重要な汚水管路の耐震化率(%)	30.3	29.3	31.3	30.6	36.6	30.6	43.1	33.8	47.4	40.7
管渠改善率(%)	0.7	0.6	0.9	0.7	1.0	0.7	1.2	1.0	1.3	1.2
下水道(汚水)人口普及率(%)	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8
水洗化率(%)	99.2	99.1	99.3	99.3	99.4	99.3	99.5	99.4	99.5	99.4
経常収支比率(%)	103.0	113.5	103.0	113.6	103.0	113.6	103.0	110.3	103.0	106.1
経費回収率(%)	100.0	82.2	100.0	87.5	100.0	88.5	100.0	86.7	100.0	80.4

(表2) 投資計画 (建設改良費)

(単位:千円)

項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		5年間合計	
	投資計画額	実績	投資計画額	実績	投資計画額	実績	投資計画額	実績	投資計画額	実績	投資計画額	実績
公共下水道	405,230	310,736	713,876	145,972	932,206	165,171	918,029	295,298	291,937	369,326	3,261,278	1,286,503
うち汚水	157,100	64,391	160,000	73,453	180,000	78,782	190,000	132,769	266,437	250,000	953,537	599,395
うち雨水	248,130	246,345	553,876	72,519	752,206	86,389	728,029	162,529	25,500	119,326	2,307,741	687,108
流域下水道建設負担金	166,660	110,790	166,660	107,906	166,660	176,702	166,660	158,221	166,660	153,827	833,300	707,446
固定資産購入費	13,402	2,259	13,402	3,106	13,402	5,285	13,402	924	13,402	16,157	67,010	27,731
その他	90,423	66,501	90,423	67,456	90,423	57,014	90,423	53,896	90,423	53,127	452,115	297,994
合計	675,715	490,286	984,361	324,440	1,202,691	404,172	1,188,514	508,339	562,422	592,437	4,613,703	2,319,674

(表3) 経営健全化に向けた取組

(単位:千円)

取組項目	取組年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		5年間合計		
		効果額	実績	効果額	実績	差額								
(1) 組織の見直し・適正な人員配置		8,000	6,148	8,000	6,148	8,000	6,148	8,000	6,148	8,000	6,148	40,000	30,740	△ 9,260
職員配置の見直し	H28	8,000	6,148	8,000	6,148	8,000	6,148	8,000	6,148	8,000	6,148	40,000	30,740	△ 9,260
(2) 民間活用		0	0	50,000	0	100,000	0	100,000	10,358	100,000	10,675	350,000	21,033	△ 328,967
管路維持管理業務の包括委託	H29	-	-	50,000	0	100,000	0	100,000	10,358	100,000	10,675	350,000	21,033	△ 328,967
(4) 経営システム改革		0	0	0	0	0	0	0	0	4,510	0	4,510	0	△ 4,510
公営企業債償還年限延長	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	4,510	0	4,510	0	-
(6) 総人件費の抑制		6,231	5,834	6,501	7,055	6,771	7,235	965	965	965	965	21,433	22,054	621
給与減額等	H28	6,231	5,834	6,501	7,055	6,771	7,235	965	965	965	965	21,433	22,054	621
(7) 料金体系		291,600	313,822	350,000	377,788	350,000	377,788	350,000	377,788	350,000	377,788	1,691,600	1,824,974	133,374
平成28年度第2期分から改定	H28	291,600	313,822	350,000	377,788	350,000	377,788	350,000	377,788	350,000	377,788	1,691,600	1,824,974	133,374
(8) 一般会計からの繰入金		70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	0	0	0	0	210,000	210,000	0
一般会計繰入金増額	H28	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	-	-	-	-	210,000	210,000	0
合計		375,831	395,804	484,501	460,991	534,771	461,171	458,965	395,259	463,475	395,576	2,317,543	2,108,801	△ 208,742

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p><u>令和3年11月25日 措置通知</u></p> <p>経営指標については、後期5年間において、事業の根幹となる計画である下水道ビジョンで示されている令和7年度の目標値を達成できるよう、取組を強化します。投資計画については、令和3年度に公表した宝塚市下水道事業経営戦略中間見直しの計画どおり実行できるよう取り組みます。経営健全化に向けた取組については、これまでの実績を分析し、将来の実現可能性を勘案して、取組項目の修正や新規項目の追加を行い、効果額を達成できるよう取組を進めます。</p>
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	09

時期	令和3年8月25日 報告
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	市立病院経営統括部
項目	経営状況について
監査結果 (意見等)の内容	<p>当年度決算は、総収益が130億4,226万円、総費用が128億8,219万円で、当年度純利益は1億6,006万円となっています（前年度純損失5,132万円）。その結果、当年度未処分利益剰余金は、前年度からの繰越利益剰余金2億684万円を加えて3億6,691万円となりました。</p> <p>収益面では、医業収益について、前年度の収益と比較すると、入院収益が2億8,518万円、外来収益が1億3,601万円、その他医業収益が1,311万円減少しており、これらを合わせた医業収益の減少額は4億3,431万円となっています。一方、国県補助金4億6,236万円、他会計負担金8,092万円の増加を含めた医業外収益が5億9,046万円、その他特別利益（新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の受入れ）2億2,664万円、一般会計補助金1億7,000万円の増加を含めた特別利益が3億9,649万円増加し、事業収益全体では差引き5億5,264万円の増加となっています。</p> <p>費用面では、医業費用について、給与費が6,527万円増加したことなどにより、医業費用の増加額は6,702万円となっています。他に、医業外費用が4,338万円、特別損失が2億3,084万円増加（うち、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給2億2,664万円）したことで、事業費用全体で3億4,125万円の増加となっています。</p> <p>当年度純利益は、1億6,006万円となり、前年度と比較すると2億1,138万円改善されていますが、これは主に新型コロナウイルス感染症対策事業等の国県補助金4億7,523万円、一般会計からの基準外繰入れ5億7,000万円の受入れによるものです。医業収支だけでみると、当年度14億3,710万円の損失となり、前年度より5億134万円悪化しています。</p> <p>悪化の要因としては、「外科系を中心とした入院期間の適正化に積極的に取り組むことで入院単価の増加につながったものの、それ以上に新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少が大きかった。」旨の説明を受けました。</p> <p>入院患者1人当たりの診療収入が59,432円（対前年度比110.1%）、外来患者1人当たりの診療収入が18,193円（対前年度比106.7%）と前年度から改善が見られたことは評価できますが、1日当たりの入院患者数が296.6人（前年度340.1人）、1日当たりの外来患者数が816.2人（前年度914.4人）と減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響による患者数減少は一定やむを得ないと考えますが、今後も医業収益を高めるための取組を続けるとともに新規患者を確保することにより、収益改善に努めてください。</p> <p>また、「令和3年度以降は、総務省から示される予定であった『改定新公立病院改革ガイドライン』が延期されたことに伴い、現行の『宝塚市立病院改革プラン』の対象期間を1年間延長する。」旨の説明を受けましたが、人口減少、高齢化に伴う医療需要の変化、近隣公立病院が建て替えを進めている状況など、市立病院を取り巻く環境は大きく変化していることに加え、築37年が経過する市立病院では、配管設備の更新等を含む老朽化対策や建て替えなど喫緊の課題があると考えますので、今後の病院の在り方の方針決定に向けて早急に検討を重ねてください。</p>

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p><u>令和3年11月25日 措置通知</u></p> <p>収益改善のための取組として、令和元年度から取り組んできた入院期間適正化により、DPC入院期間Ⅰ・Ⅱ（全国平均入院日数以内）の退院率が、令和2年度後半から大きく向上し、入院単価を引き上げることができました。</p> <p>しかし、その反動として、総入院日数は同じ新規入院者数であれば減少するため、更なる新規患者の獲得により、医業収益の確保に努める必要があります。</p> <p>については、コロナ禍のため制限していた地域の医療機関の訪問活動の再開に加え、オンラインを活用した「宝塚市立病院 Web セミナー」による本院の各診療科のアピール及び紹介患者の受け入れを円滑にするための「Web 予約システム」の導入に取り組むことで、地域の医療機関との連携の強化を図ります。さらに、コロナ患者の受入れで、手薄になっていた救急患者の受入れについても体制を立て直し、コロナ禍以前の受入状態に戻すことで、入院患者の確保に努めます。</p> <p>また、今後の病院の在り方については、現在、院内のプロジェクトチームにおいて、医療提供体制、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し、建て替えを視野に入れた老朽化対策の4つの項目について検討を重ねており、関係機関とも協議しながら、年内には市として今後の市立病院の在り方の方向性を決定する予定です。</p>
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	10

時期	令和3年8月25日 報告
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	市立病院経営統括部
項目	令和2年度病院事業会計の収支改善策について

市立病院では、病院事業会計の収支改善を図るため、収益増・費用削減に係る取組を行っています。令和2年3月5日の文教生活常任委員会資料「令和2年度病院事業会計の収支改善策」において、収益増の取組では10億円、費用削減の取組では1億4,100万円の効果額をそれぞれ見込んでいましたが、各取組項目の増収見込額と実績額の比較状況は次表のとおりとなっています。

「令和2年度病院事業会計の収支改善策」の各取組項目の増収見込額と実績額の比較状況（病院提出資料を基に作成）

項目	令和2年度増収見込額		実績額（対前年度比）
	見込額	実績額	
外科系診療科の強化・手術件数増	外科	45,000千円	△78,108千円
	整形外科	88,000千円	△220,644千円
	泌尿器科	45,000千円	39,780千円
	眼科	57,000千円	△17,508千円
市内の回復期・リハビリ民間病院との連携強化	33,000千円	入院・外来との単備アップ。 入院単備59,505円（前年度53,981円） 外来単備18,220円（前年度17,051円） 転院効果の高い整形外科での実績額は △220,644千円	
救急患者の受入強化	62,000千円	31,600千円	
医師の確保	外科	180,000千円	△78,108千円
	呼吸器外科	63,000千円	96,312千円
	小児科	15,000千円	△72,876千円
	小児科加算	48,000千円	
	消化器内科	234,000千円	81,084千円
診療報酬改定	100,000千円	約 88,000千円	
ハッピーマンデーの開院	30,000千円	計算上 30,000千円	
給与削減	医師手当	56,800千円	31,600千円
	看護師給与	12,000千円	計算上 12,000千円
	看護師退職による正規削減	30,000千円	66,642千円
	医療技術職退職による正規削減	10,000千円	計算上 10,000千円
	時間外勤務の削減	-	-
	応援医師数の見直し	30,000千円	約 20,000千円
	医療機器保守管理契約の見直し	2,200千円	削減予算 2,200千円
薬品費や診療材料費の抑制	-	-	
固定資産購入抑制	-	-	

監査結果
（意見等）
の内容

収益増の取組のうち、最も増収見込額の大きい項目である医師の確保では、「新型コロナウイルス感染症の影響により、患者数が減少したことで見込んでいた収益を達成しなかった。」また、外科系診療科の強化・手術件数増では「新型コロナウイルス感染症の影響により、不急な手術を控えたことで手術件数が減少した結果、いずれの診療科も未達成となった。」旨の説明を受けました。

また、費用削減の取組において、給与削減のうち医師手当については、計画上は5,680万円でしたが、3,160万円の削減となりました。また、看護師給与については、看護師の採用を予定の20人から13人に抑制することで、6,664万円の削減効果があったとの説明を受けました。

令和2年度の入院患者数は108,265人で対前年度比87.0%、外来患者数は200,787人で対前年度比90.4%と減少しており、コロナ禍における一般診療の縮小や受診控えによる患者数の減少は、医業収支に多大な影響を与えています。

新型コロナウイルス感染症感染拡大が医業収益に与えた影響としては、入院のみ

	<p>に限定すれば、入院単価は上昇したものの、入院患者数が令和元年度ベースの 340 人/日から令和 2 年度は 296 人/日に減少し、令和 2 年度入院単価実績ベース (59,432 円) で換算すると約 9 億 5,000 万円もの減収を招くことになったとの説明を受けました。</p> <p>コロナ禍という状況の中で患者数の減少についてはやむを得ない面もあると考えますが、医業収益改善のためには、高い単価の患者をより多く獲得する必要があります。入院期間の適正化の取組により、令和 2 年度の D P C 入院期間 I ・ II (全国平均入院日数以内) での退院率は 59.8% (前年度 57.4%) と 2.4 ポイント改善しましたが、患者数が減少したことによってベッドが空くこととなり、結果として入院収益は 2 億 8,518 万円減少しました。今後は、単価と患者数のバランスを適切なものとし、医業収益の向上に向けて取り組んでください。</p>
--	--

<p>措置結果又は方針の内容 (時期・内容等)</p>	<p><u>令和 3 年 1 1 月 2 5 日 措置通知</u></p> <p>入院患者数は、令和 3 年度上半期で 268.1 人/日で、前年度上半期 301.0 人/日から 32.9 人/日減少しています。新型コロナウイルス感染症対応の重点医療機関として、コロナ患者を受け入れるために緩和ケア病棟の休止など 30 床以上を休床したことが大きく影響しています。</p> <p>今後、ポストコロナに向けて緩和ケア病棟の再開や、コロナ病棟の見直しで救急受入体制を強化することで入院患者数の増加に努めます。</p> <p>また、予定入院患者やそれに伴う予定手術を増やすために、新規患者の獲得に向けて、地域の医療機関から本院の外来予約をスムーズに取得できる Web 予約システムを導入します。加えて紹介患者の受診結果を紹介元医療機関へ速やかに返信する仕組みを構築することで、地域医療機関との信頼関係を強固にして、更なる紹介患者により入院患者の増加を図ります。</p> <p>入院単価については、入院期間の適正化に引き続き取り組みます。令和 3 年度の上半期は D P C 入院期間 I ・ II (全国平均入院日数以内) の退院率は 65.6% (前年 59.8%) と 5.8 ポイント改善しました。下半期からは地域の医療機関への訪問も再開しており、更なる新規患者の獲得により病床回転率の向上を図り、収益増加に努めます。</p>
-----------------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	11

時期	令和3年8月25日 報告
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	市立病院経営統括部
項目	職員の計画的な配置について
監査結果 （意見等） の内容	<p>病院事業費用の大部分を占める給与費の削減に係る取組として、「看護師数を減少させるため、令和2年度は採用数を予定の20人から13人に抑制した。」旨の説明を受けました。本市の100床当たりの看護師数は、近隣市の公立病院と比較して多い状況にあることに鑑みると、費用削減のために必要な取組であることは理解できます。しかしながら、平成27年5月策定の「宝塚市立病院定員適正化計画」において、看護師数の定数は433人と定められているところ、令和2年度末における看護師数は391人であり、計画より42人少ない状況となっています。</p> <p>定員適正化計画と経営改善の取組に齟齬が生じていることについて、一定考え方を整理しておくことが必要ではないかと考えます。職員定数については、今後の病院の在り方が決定された上で、改めて現在の定員適正化計画を評価・検証し、健全な経営の維持と安全で効率的な医療提供体制が確立できる適正な定員計画を策定するよう努めてください。</p>

措置結果又は方針の内容 （時期・内容等）	<p>令和3年11月25日 措置通知</p> <p>定員適正化計画（平成27年5月、以下「計画」とします。）に定める「2025年に向けて、超高齢社会における医療と介護の連携の中、急性期病院としての機能を維持し、本院が果たすべき役割を一義的に考え、職員数を捉える」との方針に沿い、救急医療やがん治療の推進に向けた体制づくり、また、外来患者や入院患者の増加を目標として本院の資本を投入して、医療従事者の増員に努めてきました。</p> <p>これらの取組を進めるなかで、看護師数は計画の意図である「看護の質を担保しつつ、7対1看護配置の確保」する状態に到達する一方、人件費の逡増を招き、目標数に沿った増員は収益改善に繋がらないと判断し、計画中の「定員適正化目標数については、あくまでも各年度における病院の経営状況、職種ごとの業務実態を斟酌しつつ、慎重に採用者数を決定し、その確保に努めるものとする」との方針に沿い、令和2年度からは看護師数の抑制に舵を切りました。</p> <p>現計画の計画期間（平成27年から令和2年度までの6年間）は既に終了していますが、引き続き、定員適性化に努めるとともに、新たな（仮称）宝塚市立病院改革プランの策定を進めるなかで、併せて新たな定員適正化計画についても検討を進めます。</p> <p>（添付資料）</p> <p>1 宝塚市立病院 定員適正化計画</p>
-------------------------	--

宝塚市立病院 定員適正化計画

平成27年5月

第1 基本方針

1 これまでの取組について

(1) 病院事業 集中改革プラン（平成18年度～平成22年度）

定員管理の適正化については、定員管理方針として、良質な医療の提供や医療事故の防止の観点から本院に求められる機能及び業務量に見合った定員管理を行ってきた。

具体的には、事務職員以外は、適正な診療報酬が確保できる人員配置に努めた。

その結果、同プラン策定時と終了時を比較すると次の通りとなった。

	平成18年4月	平成22年4月	比較
医師	65人	71人	+6人
看護師	338人	318人	-20人
医療技術員	67人	76人	+9人
事務職員	22人	15人	-7人
合計	485人	480人	-5人

(参考) 県下公立病院の100床あたりの職員数比較（平成17年6月現在）

	医師	看護師	医療技術員	事務員
県下平均	13.7人	69.4人	13.7人	6.6人
本院	13.3人	70.4人	11.7人	3.3人

(2) 病院改革プラン（平成21年度～平成25年度）

① 経営の効率化について

本院は、開院以来、良質な医療の提供に向けて不断の取り組みを行ってきており、こうした中において、看護師配置については、入院患者7人に対して看護師1人を配置する「7対1」基準による入院基本料を算定し、今後とも同基準を堅持することとした。

また、他の職種においても、職員数の削減により、職員1人あたりの職務が過重となり、結果として医療の質の低下を招くことのないように留意してきた。

②医師の確保対策について

本院の経営改革に際しては、入院患者・外来患者の増加は不可欠である。

このためには、医師の確保とともに、医師が医療に専念できる環境整備が最も重要な課題と位置づけた。

本院では、平成20年3月末日に産婦人科医師が全員退職し、4月から産婦人科は週2日の外来診療だけとなった。また、産婦人科だけに止まらず、平成20年度に入っても医師の減少は顕著となり、平成20年4月末日に配置していた医師の正規職員67名、嘱託職員13名が、平成20年10月末日には正規職員57名、嘱託職員12名と合わせて11名減少した。一方、本院だけでなく多くの病院が抱えている勤務医の過重労働の一因に、夜間や休日等におけるコンビニ受診などが言われているが、市の広報紙などを通じてコンビニ受診の抑制やかかりつけ医の活用などの広報活動に努め、市民の理解を得る取り組みを進めた。この様なことから、前述した医師の確保とともに医師の離職を止める対策も最重要課題と捉え、1) 専門性の発揮(他職種の役割分担) 2) 給与面での改善策 3) 関連大学との連携強化 4) 臨床研修医教育プログラムの充実などの取り組みを行った。

病院改革プランでの医師数及び看護師数の推移

医師確保に関する指標

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
医師数(正規+嘱託)	86人	75人	90人	94人	98人	110人
うち、女性医師数	7人	10人	8人	15人	21人	20人
特殊勤務手当(単位:千円)	269,854	358,617	442,916	467,637	472,245	476,194
証明書等取扱枚数	—	2,317枚	2,781枚	3,253枚	3,643枚	3,922枚

※医師数:各年度4月1日現在

看護師定着に関する指標

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
看護師数(正)	299人	301人	316人	329人	344人	348人
看護師数(嘱、臨)	39人	67人	69人	89人	94人	90人
合計	338人	368人	385人	418人	438人	438人
産休、育休取得者数	79人	81人	79人	79人	72人	94人
看護師離職率	11.6%	7.7%	9.5%	11.3%	8.5%	9.8%
看護師離職率(新人)	14.3%	3.6%	16.7%	22.6%	30.8%	2.0%

※各年度平均看護師数(常勤換算)

研修医確保に関する指標

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
臨床研修医数	6人	6人	7人	9人	10人	13人
後期研修医数	—	9人	5人	10人	10人	7人

※各年4月1日現在

(3) 定数条例の改正（平成23年4月1日施行）

宝塚市職員定数条例について、病院事業の事務部局の職員を494人から580人に改正した。改正理由は、本院の職員定数は、480床に増床した平成12年に494人と定めているが、その後、医療制度の改革、新臨床研修医制度等による全国的な医師不足、平成20年度の診療報酬改定において、7対1看護体制の新設に伴う看護師配置基準の見直し等に起因する看護師不足など、医療環境の大きな変化が生じていたことであった。

こうした中において、病院事業運営審議会の答申や、公立病院改革ガイドラインを踏まえ、地域の中核病院としての役割を果たすべく「病院改革プラン」を策定し、市民に安心して生活していただける病院づくりを目指して、各種の取り組みを進めた。

そして、これら状況の変化並びに「病院改革プラン」に基づく診療体制の整備等による必要職員数を増員するため、上記の通り職員定数条例について、改正を行った。

2 今後の定員適正化の方向性、必要な視点について

今後の市立病院における定員適正化の方向性や必要な視点については、医療・介護を取り巻く社会情勢の動向を的確に踏まえつつ、将来的に2025年を見据えたものとする。

すなわち、急性期病院としての位置付けをあらためて明確化し、医療資源を集中投入し、機能強化を図るなど、病院・病床の機能分化・強化を推進する国の「社会保障制度改革」を踏まえ、これからの医療提供体制に適合できるものとして、検討していく。

そして、必要な医療提供体制を維持できる医師、看護師、各医療技術職員等を確保し、地域医療支援病院としての機能と役割を果たしていく。

これまでの地方公共団体が策定してきた定員管理の考え方である行政の効率化やスリム化とは違い、医療の効率性を念頭に置きつつも、**2025年に向けて、超高齢社会における医療と介護の連携の中、急性期病院としての機能を維持し、本院が果たすべき役割を一義的に考え、職員数を捉えるものとする。**

なお、定員適正化目標数については、あくまでも各年度における病院の経営状況、職種ごとの業務実態を斟酌しつつ、慎重に採用者数を決定し、その確保に努めるものとする。

3 定員適正化の目標数の考え方

前記の方向性、必要な視点から職種ごとの職員定数については、次の通りとする。

(1) 医師

医師数については、これまでの病院改革プランの取り組み（医師確保対策）により、一定の成果を得ている。しかし、地域の中核病院として、また、地域医療支援病院として、今後とも、地域医療を支えていくためには、これまで以上に必要とする診療分野において、専門医の確保が必要である。

たとえば、①放射線治療 ②産婦人科、③糖尿病 ④腫瘍内科 ⑤リハビリテーション科 ⑥呼吸器内科 ⑦心療内科などの診療分野にあつては、専門医の確保は、喫緊の課題であり早急な対応が求められる。

今後、病床機能の分化の流れに即応しつつ、急性期病院としてその役割を果たしていくため、必要とする診療分野の専門医を適時適切に確保していく。

なお、今後の本院における医師の適正数については、別表1の通りである。

(2) 看護師

本院では地域の中核病院として高度な医療を市民に提供してきた。

現在、医療の高度化に伴い重症度の高い患者さんが多くなった本院では、これまで以上に看護師が増員されたことで、より患者さんに寄り添い、患者さん中心のチーム医療が充実し、さらなる高度医療への対応や医療安全の確保が図られるなど、より安全で信頼できる看護が提供できるようになっている。

今後とも、7対1看護配置を維持していくため、入院患者数に応じた看護師の確保が必要であり、看護の質を担保しつつ、7対1看護配置ができるよう、目標とされる看護師数の確保に努める。

一方、現状の看護師確保の困難性や配置の効率性も斟酌し、現行の看護師配置について点検・検証のうえ、適正配置にも取り組む。

さらに、患者に寄り添い、安全で高度な医療を継続的に提供していくためには、勤務する看護師の職場定着を図る必要がある。このため、ワーク・ライフ・バランスの視点に立って、すべての看護師が安心して勤務できる職場の環境づくりに努める。

なお、今後の本院における看護師の適正数については、別表2の通りである。

(3) 薬剤師

平成24年11月の院外処方箋の全面発行を契機に、各病棟への薬剤師配置など、これまで以上に、病院薬剤師としての機能や役割を果たすべく、限られた人員体制の中、薬剤師としての業務拡大に努めてきている。

しかしながら、病棟業務の拡大等チーム医療への貢献、(仮称)がん治療センター開設など、本来的な病院薬剤師の業務を遂行するには、まだまだ人材面で不足していることから、必要とされる薬剤師数の確保に向けて、さらに取り組む。

なお、今後の本院における薬剤師の適正数については、別表3の通りである。

(4) 診療放射線技師

診療放射線技師については、これまで地域の中核病院として、市民への高度な医療を提供する中で、チーム医療の推進に際して極めて重要な役割を果たしてきた。

今後とも、その役割と機能を維持できるよう、必要な職員数の確保に努めていく。

特に、放射線治療にあっては、放射線治療機器の品質管理や質の高い安全な放射線療法を提供するため、放射線治療専門の診療放射線技師を適正に配置し、医師及び看護師等とともに、多職種で構成された放射線治療チームの配置に努める。

なお、今後の本院における診療放射線技師の適正数については、別表3の通りである。

(5) 臨床検査技師

臨床検査技師については、これまで地域の中核病院として、市民への高度な医療を提供する中で、チーム医療の推進に際して極めて重要な役割を果たしてきた。

今後とも、その役割と機能を維持できるよう、必要な職員数の確保に努める。

なお、今後の本院における臨床検査技師の適正数については、別表3の通りである。

(6) 臨床工学技士

臨床工学技士については、これまで地域の中核病院として、市民への高度な医療を提供する中で、チーム医療の推進に際して極めて重要な役割を果たしてきた。

特に、平成22年度に12床から30床に増床移転した「血液浄化療法センター」にて、多くの透析患者への対応を図るなど、院内における高度医療機器の適正管理とともに、各診療部門の診療支援に努めてきている。

今後とも、血液浄化療法センターのほか、中央手術室、集中治療救急室等において、臨床工学技士としての技術や経験を生かし、診療業務の支援を拡大していくため、臨床工学技士体制の充実・強化に努める。

なお、今後の本院における臨床工学技士の適正数については、別表3の通りである。

(7) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士については、これまで地域の中核病院として、市民への高度な医療を提供する中、リハビリテーションの領域において、チーム医療の一員として、極めて重要な役割を果たしてきた。

今後とも、術後の早期リハビリを推進し、在宅復帰への迅速な対応を図るため、必要な職員数の確保に努める。

なお、今後の本院における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の適正数については、別表3の通りである。

(8) 管理栄養士

管理栄養士については、これまで地域の中核病院として、市民への高度な医療を提供する中で、病気の治療や再発防止、また合併症予防等を目指し、多くの患者さんの食事や栄養の管理、さらに外来患者さんへの栄養相談や指導を行うなど、チーム医療の推進に際して、重要な役割を果たしてきた。

今後とも、その役割と機能を維持できるよう、必要な職員数の確保に努める。

なお、今後の本院における管理栄養士の適正数については、別表3の通りである。

(9) 視能訓練士、MSW、歯科衛生士

視能訓練士、MSW、歯科衛生士については、これまで地域の中核病院として、市民への高度な医療を提供する中で、チーム医療の推進に際して極めて重要な役割を果たしてきた。また、人員体制については、地域医療支援病院の承認等、地域医療連携の推進を図るなど、それぞれの状況に応じて、必要な職員数を確保してきた。

今後とも、その役割と機能を維持できるよう、必要な職員数の確保に努める。

なお、今後の本院における視能訓練士、MSW、歯科衛生士等の適正数については、別表3の通りである。

(10) 事務職員

事務職員については、病院施設の保全・管理や、医療機器・薬品・診療材料の調達、患者さんの受付や医療費の請求などの医療事務のほか、人事、経理など多岐にわたる業務を行っている。いわば、病院運営を支える極めて重要な役割を果たしてきている。

今後とも、地域の中核病院として、市民への高度な医療を提供するため、医師や看護師等の増員をはじめ、本院医療提供体制の充実・強化が求められることから、事務部門についても、これに即応できるよう、必要数の確保に努める。

なお、今後の本院における事務職員の適正数については、別表3の通りである。

第2 計画内容

1 期間

平成27年度～平成32年度（6年間）

※ 新公立病院改革プラン（以下、「新改革プラン」という。）の対象期間である平成32年度までとする。

2 対象職員

市立病院に勤務する正規職員とする。

3 定員適正化目標数

別表4のとおり

4 その他

策定する新改革プランを踏まえて、見直すものとする。

第3 定員外職員の定数管理について

1 再任用職員

再任用職員については、定年職員の就労意欲や意向を踏まえつつ、各職場における業務量及び正規職員の配置状況を勘案のうえ、本計画との整合性を図りながら、配置する再任用職員数を慎重に決定する。

2 非常勤嘱託職員

非常勤嘱託職員については、各職場における業務量及び正規職員の配置状況を踏まえ、各職種の職員採用の困難性などを見極めながら、多様な雇用形態を創設・検討するなどして、慎重かつ個別的に判断する。

3 臨時職員

臨時職員については、各職場における業務量及び正規職員の配置状況を勘案のうえ、本計画との整合性を図りつつ、必要な臨時職員数を慎重に決定する。

あくまでも、臨時的任用であることを基本に、慎重に対応する。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	12

時期	令和3年8月25日 報告		
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他		
担当課	市立病院経営統括部		
項目	補助金等の受入れについて		
監査結果 (意見等) の内容	新型コロナウイルス感染症の影響による患者減少等に起因する減収分を補填するため、次表のとおり一般会計から合計5億7,000万円の補助金を受け入れています。		
		受入年月	金額
	①	令和2年8月	2億円
	②	令和2年12月	1億7,000万円
	③	令和3年3月	2億円
			算定根拠
			令和2年4月～5月の医業収益2か月分(16億5,160万円)と令和元年度の月平均医業収益2か月分(18億5,246万円)との差額である2億86万円のうち2億円
			令和2年4月～9月の医業収益合計見込額(51億8,337万円)と令和元年度の月平均医業収益6か月分の合計(55億5,738万円)との差額である3億7,401万円から、①の2億円を引いた1億7,401万円のうち1億7,000万円
			令和2年度経常損益見込額(△10億2,281万)と令和元年度経常損益額(△4億4,622万)との差額(5億7,659万円)から、①及び②の合計3億7,000万円を引いた2億659万円のうち2億円
	<p>表中③における令和2年度経常損益見込額の算出方法について、「令和2年4月から12月までの実績額と、この期間の平均を基に算出した令和3年1月から3月までの見込額の合計である。」旨の説明を受けました。</p> <p>しかしながら、令和2年度経常損失見込額10億2,281万円と実績経常損失額4億48万円を比較すると6億2,233万円もの乖離が生じています。この主な要因は、次のとおりであると考えます。</p> <p>(1) 令和3年1月から3月の期間における入院単価(平均64,317円)がそれまでの実績入院単価(平均58,014円)を大きく上回ったことで医業収益が見込より増加したこと</p> <p>(2) 令和3年1月から3月の期間における国県補助金4億5,048万円がそれまでの期間の国県補助金1,626万円を大きく上回ったことで医業外収益が見込より増加したこと</p> <p>一般会計から補助金を受け入れるに当たっては、入院単価の上昇傾向や交付される国県補助金その他収益に影響する要素を踏まえて、経営支援に必要な支援額を慎重に算出されるべきであると考えます。</p> <p>また、令和2年度経常損益額と令和元年度経常損益額との差額を補填するための経営支援を目的とした補助金であることを考えると、令和2年度決算における経常損失額4億48万円は、令和元年度の経常損失額4億4,622万円から4,573万円改善しており、資金不足対策への支援を考慮したとしても、③の受入れは必要なかったのではないかと考えます。これらの結果として、令和2年度病院事業会計で1億6,006万円の当年度純利益を計上していることには疑問を感じざるを得ません。</p> <p>さらに、特別減収対策企業債について、令和2年度宝塚市病院事業会計補正予算(第4号)で13億円の予算措置をしたにもかかわらず、上記補助金の受入れなど、結果的に借入額(決算額)が2,790万円となり、予算額と決算額とに大きな差が生じたことから、全体の収支状況の見通しがつく時点で減額補正などの対応が必要であったと考えます。厳しい経営状況が続く病院事業においては、安易な予算要求とならないよう補助金を含めた収支見込額の精査に努めてください。</p>		

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和3年11月25日 措置通知</p> <p>一般会計からの補助金の受け入れについては、今後も、適正な受入額となるよう収支見込額の精査に努めるとともに、収支見込額と予算額の乖離が大きい場合は、適切な時期に減額補正を行うよう努めます。</p>
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	13

時期	令和3年8月25日 報告																																								
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他																																								
担当課	市立病院経営統括部																																								
項目	他会計借入金について																																								
監査結果 (意見等) の内容	<p>令和2年度末時点の他会計借入金（長期借入金）の状況は次表のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>借入先</th> <th>借入期間</th> <th>借入額</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>一般会計</td> <td>看護師宿舎の敷金返戻時に返済</td> <td>10,000,000</td> <td>固定負債</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>一般会計</td> <td>平成30年3月30日 ~ 令和4年3月30日</td> <td>300,000,000</td> <td>流動負債</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>一般会計</td> <td>令和2年4月30日 ~ 令和4年4月30日</td> <td>550,000,000</td> <td>固定負債</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>一般会計</td> <td>平成28年3月31日 ~ 令和18年3月31日</td> <td>550,000,000</td> <td>固定負債</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>一般会計</td> <td>平成28年4月11日 ~ 令和18年4月11日</td> <td>300,000,000</td> <td>固定負債</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>水道事業</td> <td>平成31年4月9日 ~ 令和4年5月31日</td> <td>250,000,000</td> <td>固定負債</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">合計</td> <td>1,960,000,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>これらのうち、1年以内に償還期限の到来する他会計借入金は流動負債、それ以外は固定負債に区分され、流動負債については資金不足額の増加要因となります。</p> <p>他会計借入金の今後の見込みについて、病院事業から「②については、令和4年3月30日から令和8年3月30日まで借換えを予定している。」また、令和3年度末に流動負債となる③及び⑥については「令和4年度に償還を予定している長期借入金8億円が令和3年度決算に計上されることにより、資金不足額が大幅に増加する見込みである。」旨の説明を受けました。</p> <p>令和3年度から令和12年度までの10年間の計画である「資金不足等解消計画」における当該他会計借入金は、借換え又は借入期間延長を行うことを前提とした解消計画となっています。⑥はすでに2回の借入期間延長を行っており、水道事業の現在の経営状況に鑑みるに、再度の借入期間延長は困難ではないかと推察します。</p> <p>地方財政法上の資金不足比率が10%以上かつ繰越欠損金が発生した場合は「資金不足等解消計画」を正式に県に提出する必要があるとともに、起債が許可制となります。また、繰越欠損金がある法適用企業において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）上の資金不足比率が経営健全化基準である20%以上となった場合、経営健全化計画を策定し、議会の議決を経た上で県に報告する義務が生じます。他会計借入金について借換え又は借入期間延長を行う前提であっても、「資金不足等解消計画」において令和3年度の健全化法上の資金不足比率が15.2%と高い数値を見込んでいることから、経営健全化団体とならないよう留意しながら、繰越剰余金の確保及び他会計借入金の解消に向けた検討を進めてください。</p>		借入先	借入期間	借入額	区分	①	一般会計	看護師宿舎の敷金返戻時に返済	10,000,000	固定負債	②	一般会計	平成30年3月30日 ~ 令和4年3月30日	300,000,000	流動負債	③	一般会計	令和2年4月30日 ~ 令和4年4月30日	550,000,000	固定負債	④	一般会計	平成28年3月31日 ~ 令和18年3月31日	550,000,000	固定負債	⑤	一般会計	平成28年4月11日 ~ 令和18年4月11日	300,000,000	固定負債	⑥	水道事業	平成31年4月9日 ~ 令和4年5月31日	250,000,000	固定負債	合計			1,960,000,000	
		借入先	借入期間	借入額	区分																																				
	①	一般会計	看護師宿舎の敷金返戻時に返済	10,000,000	固定負債																																				
	②	一般会計	平成30年3月30日 ~ 令和4年3月30日	300,000,000	流動負債																																				
	③	一般会計	令和2年4月30日 ~ 令和4年4月30日	550,000,000	固定負債																																				
	④	一般会計	平成28年3月31日 ~ 令和18年3月31日	550,000,000	固定負債																																				
	⑤	一般会計	平成28年4月11日 ~ 令和18年4月11日	300,000,000	固定負債																																				
	⑥	水道事業	平成31年4月9日 ~ 令和4年5月31日	250,000,000	固定負債																																				
	合計			1,960,000,000																																					

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和3年11月25日 措置通知</p> <p>現在、市立病院においては令和2年度に策定した資金不足等解消計画に基づき、令和3年度から10年かけて一時借入金及び資金不足を解消するよう取り組んでいます。</p> <p>他会計借入金の解消については一時借入金の解消後となりますが、借入期間の延長が困難な水道事業からの借入金2.5億円については、市と協議しながら対応を検討していきます。</p> <p>今後も、繰越剰余金及び資金不足比率を見据えながら、一時借入金及び他会計借入金の解消に向けて経営改善に取り組んでいきます。</p>
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	14

時 期	令和3年8月25日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	市立病院経営統括部
項 目	減損会計について
監 査 結 果 （意見等） の内容	<p>固定資産の減損とは、固定資産の収益性が低下したことにより投資額の回収が見込めなくなった状態を指し、固定資産の減損処理とは、そのような状態になった場合に、一定の条件下で当該固定資産の回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理をいいます。</p> <p>減損会計の具体的な流れは、次のステップに分かれています。</p> <p>(1) 資産のグルーピング</p> <p>(2) 減損の兆候の把握 資産又は資産グループに、減損が生じている可能性を示す兆候があるか（業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、連続してマイナスとなる見込みであれば、減損の兆候あり。）</p> <p>(3) 減損損失の認識 資産等が生み出す割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を大小比較（割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回れば、減損損失の認識なし。） ※割引前将来キャッシュ・フローの総額とは、資産又は資産グループが将来生み出すと予想されるキャッシュ・フローを時間価値を考慮せずに単純に合計したもの。</p> <p>(4) 減損損失の測定 帳簿価額を回収可能価額まで減額するため、差額を測定する。</p> <p>(5) 減損損失の会計処理 帳簿価額と回収可能価額の差額を特別損失として計上する。</p> <p>病院事業における令和2年度の状況を確認したところ、昨年度に引き続き、上記(2)においては「減損の兆候あり」と判定されましたが、(3)において、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていたため「減損損失の認識なし」と判定されました。</p> <p>令和2年度の減損損失の認識の判定において、「資金不足等解消計画」を基礎数値としているなど、計画に即した数値を採用しているという点は一定評価できます。しかしながら、割引前将来キャッシュ・フローの見積期間を20年としており、施設が老朽化している状況に鑑みると、計上されている設備投資額のみで20年間も施設を維持できるのか疑問が残ります。また、「配管設備劣化診断等業務を令和3年度中に実施予定である。」旨の説明を受けましたが、この配管設備の修繕費用について設備投資額には反映されておらず、この診断結果によっては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るおそれがあり、その場合、(4)で差額を算出した上で、(5)において帳簿価額を減額し、特別損失を計上することとなります。</p> <p>現在の病院事業の収支状況に鑑みると、引き続き減損の兆候が発生すると考えられるため、減損損失の認識の判定について十分注視し、減損損失が認識された場合には速やかに減損処理を行うよう努めてください。</p>

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和3年11月25日 措置通知</p> <p>築37年を経過した本院建物については、建替えも視野に入れ、配管設備劣化診断等業務委託を行っており、この調査結果を踏まえ更新対応か建替えかを決定する予定です。</p> <p>減損の兆候については、令和3年度決算においても発生すると見込まれるため、減損損失の認識の判定においては、更新対応及び建替えの方針決定結果を基に、今後20年間の割引前将来キャッシュ・フローを適切に算出するとともに、減損損失が認識された場合には速やかに減損処理を行います。</p>
---------------------	--